平成 1 6 年 1 月 1 9 日 監 査 事 務 局 問 い 合 わ せ 先 監査事務局総務課 電話 03-5320-7011

都立養護学校教職員が勤務時間中に職場離脱したにもかかわらず給与を減額 せず支給したことを違法・不当としてその返還を求める住民監査請求監査結果

東京都監査委員星野篤功同田中良同三栖賢治同藤原房子

第1 請求の受付

1 請求人

日野市 渡辺 眞

2 請求書の提出

平成 1 5 年 1 1 月 1 8 日

3 請求の内容

- (1) 主張事実
 - ア 平成14年11月に都立七生養護学校に在籍した教職員のうち、 校長以下十数名が、同月22日に彼らの属する菜々穂会としての一 泊の親睦旅行のため河口湖方面に出発し、その時刻が、本来の午後 5時15分の勤務終了時刻以後ではなく、勤務中の午後4時40分 であった。
 - イ これは勤務時間中の職場離脱に当たる。
 - ウ 離脱後の働いていない時間に相当する給与は、都の財務会計から 支払われたものであり、本来なら都の財務会計に戻されなければな らないのに現在戻されていない。

(2) 措置要求

- ア この旅行参加者は離脱後の働いていない時間に相当する給与を都 に返還すべきこと。
- イ この違法行為を見逃していた校長以下の管理職への処罰
- ウ この違法行為に参加した者への処罰
- エ 東京都教育委員会の調査で、前述の出発時刻を偽って回答するよ うに指示した特定の者への処罰

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

平成14年11月22日に職場離脱した都立七生養護学校の教職員への同年12月以降の給与の支給を監査対象とした。

2 監査対象局等

教育庁を監査対象とした。

また、近畿日本ツーリスト株式会社(以下「本件旅行会社」という。) 及び日本交通観光バス株式会社(以下「本件バス会社」という。)に対し、 関係人調査を行った。

3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第6項の規定に基づき、平成15年12月22日に、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において本件請求の趣旨を補足した。新たな証拠の提出はなかった。請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき、教育庁の職員を立ち会わせた。

また、同日、教育庁の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第

7項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

- (1) 都立七生養護学校について
 - ア 都立七生養護学校(以下「本件学校」という。)は、日野市程久保 843番地に位置し、東京都七生福祉園に在園する児童等のため、 施設提携校として昭和46年に創立された知的障害養護学校である。 昭和60年からは、日野市内等からの通学生も在籍している。
 - イ 本件学校には、平成14年11月22日現在、小学部、中学部及び高等部に全41学級(うち重度重複学級21学級)が編成され、 児童・生徒162名及び教職員105名が在籍していた。
- (2) 本件学校の勤務時間等について
 - ア 平成14年度の本件学校の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間は、校長及び事務職員については午後0時15分から午後1時まで、教育職員については午後4時15分から午後5時まで。ただし、木曜日のみ教育職員の休憩時間は、午後3時30分から午後4時15分まで。)と定められている(東京都教育委員会の権限委任等に関する規則(昭和31年東京都教育委員会規則第19号)第2条、昭和39年4月1日付39教人勤発第50号「教育長の権限に属する事務の一部委任について」及び平成14年3月28日付13七養第731号「平成14年度七生養護学校教職員の勤務時間の割振りについて」)。
 - イ 年次有給休暇の取得を承認された場合等を除き、定められた勤務時間内に勤務をしないときには、勤務をしない時間1時間ごとに、 給料等の減額をして給与を支給することとされている(学校職員の 給与に関する条例(昭和31年東京都条例第68号。以下「本件条例」という。)第16条)。
 - ウ 給与の減額は、減額すべき事実のあった日の属する給与期間(月の一日から末日までをいう。)のものを、原則としてその給与期間または次の給与期間の給料支給の際、やむを得ない場合にはその後の

給与期間の支給の際、行うこととされている(学校職員の給与に関する条例施行規則(昭和37年東京都教育委員会規則第28号。以下「本件規則」という。)第7条第1項及び第2項)。

エ 上記イの減額を行う際に、減額の基礎となる時間に1時間未満の 端数があるときは、その端数が30分以上の場合は1時間に切り上 げ、30分未満のときは切り捨てて減額すべき時間数を算出するこ ととされている(本件規則第7条第3項)。

(3) 職員旅行について

- ア 本件学校の教職員で構成される親睦会(以下「本件親睦会」という。)は、平成14年11月22日(金)から同月23日(土)まで 1泊2日の職員旅行(以下「本件旅行」という。)を実施した。
- イ 本件旅行は、貸切バス1台(以下「本件バス」という。)を使用して実施された。

2 教育庁の説明

(1) 調査状況について

本件親睦会が平成14年11月22日(金)から同月23日(土)に実施した本件旅行に初日から参加した教職員が勤務時間内に職場離脱をしたことについて、都教育委員会は、次のとおり服務事故の調査を行った。

ア 調査の実施経過について

(ア) 本件学校の校長等が行った調査

平成15年4月1日に着任した本件学校の校長(以下「現校長」という。)は、本件職場離脱のあった平成14年度から平成15年度現在、本件学校に在職している76名の教職員に対し、平成15年9月下旬から10月上旬にかけて、事情聴取等の調査を行った。その上で、現校長は、同年10月21日、都教育委員会に勤務時間内の職場離脱等に関する「事故報告書」を提出した。

また、現在の各所属校長が、平成15年4月に本件学校から他の15校の公立学校へ異動した22名の教職員に対しても、職場離脱等に関し事情聴取等の調査を行い、同年10月中旬までに都

教育委員会に「事故報告書」を提出した。

(イ) 都教育委員会が行った調査

都教育委員会は、各校長から提出のあった「事故報告書」を受け、同年10月中旬から調査を開始した。都教育委員会の調査段階においても、改めて、平成14年度本件学校に在籍した教職員のうち現職者全員の98名を対象に、同年10月下旬から11月中旬にかけて事情聴取等を実施した。

(2) 調査結果について

ア 職場離脱の時刻について

本件旅行に初日から参加した教職員のバスの学校出発時刻は、本件バスの乗務記録により午後4時49分であることが判明した。また、事情聴取等の聞き取り調査から本件旅行に参加した教職員のバス乗車時刻は、午後4時30分頃と特定することができた。

イ 職場離脱をした教職員について

本件旅行に初日から参加した者は20名であった。

この20名のうち、教育職員1名は、事情聴取等の聞き取り調査から、勤務時間終了後、自家用車で宿泊場所に向かったことが分かったので、本件バスに乗りこんだ教職員は、19名の教職員であったと特定した。19名の内訳は、校長(以下「本件校長」という。)、事務職員1名(以下「本件事務職員」という。)、教育職員17名であった。

都教育委員会は、この19名全員について、平成14年11月の 出勤簿、休暇・職免等処理簿、旅行命令簿、勤務時間振替簿その他 の服務に係わる書類を調査し、次のとおりの調査結果を得た。

(ア) 本件校長について

本件校長は、勤務時間が午前8時30分から午後5時15分(休憩時間は午後0時15分から午後1時まで)であり、平成14年11月22日(金)当日、休暇、職免、出張等がなく校内で勤務していたが、本件バス乗車時刻が午後4時30分頃であり、午後4時30分から午後5時15分までの45分間の職場離脱が判明した。

(イ) 本件事務職員について

本件事務職員は、勤務時間が午前8時30分から午後5時15分(休憩時間は午後0時15分から午後1時まで)であり、平成14年11月22日(金)当日、職免、出張等がなく校内で勤務し、午後4時15分から午後5時15分までの1時間の年次有給休暇を取得しており、本件バス乗車時刻が午後4時30分頃であるため、職場離脱には該当しなかった。

(ウ) 教育職員17名について

教育職員17名は、勤務時間が午前8時30分から午後5時15分(休憩時間は午後4時15分から午後5時まで)であり、平成14年11月22日(金)当日の午後3時以降、いずれも休暇、職免、出張等がなく校内で勤務していた。また、バス乗車時刻が午後4時30分頃であり、この午後4時30分から午後5時までは、教育職員の休憩時間帯に当たることから、勤務時間内の職場離脱は休憩時間終了後の午後5時から午後5時15分までの15分間であったことが判明した。

(3) 給与減額について

アニ給与減額の規定

都教育委員会が所管する本件条例及び本件規則第7条第1項では、 給与を減額すべき事実のあった日の属する給与期間(月の一日から 末日までの期間をいう。)のものを、その給与期間または次の給与期 間の給与支給の際、減額を行うことができる旨の規定が定められて いる。

また、減額の基礎となる時間の合計に1時間未満の端数があるときは、30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる旨の規定が、本件規則第7条第3項にある。

つまり、本件に関しては、平成14年11月の1か月のうち、職場離脱等の欠勤の時間の合計が30分以上ある場合、給与減額を行うものである。

イ 本件の対応

都教育委員会が行った本件調査結果では、平成14年11月の1

か月間における減額すべき事実は、同月22日(金)の本件旅行参加のための勤務時間内職場離脱以外にはなく、給与減額の対象者は本件校長と17名の教育職員であった。

しかし、教育職員は15分間の職場離脱であり、本件条例第16 条及び本件規則第7条により給与減額にはならず、本件に関し給与 減額の対象となる者は、45分間の職場離脱をした校長のみであっ た。

このことから、都教育委員会は、本件校長の給与返還を平成15 年12月15日に済ませたところである。

(4) 本件校長及び教育職員17名の処分等について

平成14年11月22日(金)の親睦旅行に伴い、勤務時間内に職場離脱を行った者は、本件校長と教育職員17名の合わせて18名である。

このうち本件校長については、校長本人の職場離脱及び所属職員を 指導・監督する立場にありながら教育職員の職場離脱を承認、校長本 人の勤務時間内の飲酒行為や教職員の飲酒行為を制止せず承認、学級 編成の虚偽の報告などの理由により、都教育委員会は、平成15年9 月11日に懲戒処分等を行った。

また、平成14年度に退職をした教育職員1名を除く16名の教育職員については、本件での職場離脱、勤務時間内の飲酒行為や飲酒行為を看過したことから、都教育委員会は、平成15年12月25日及び同月26日に、文書訓告及び口頭注意の措置を行った。

(5) 本住民監査請求に当たっての見解について

本住民監査請求の措置要求に対し、都教育委員会は前述したように、 違法、不当な行為に対し、本件校長の給与減額及び本件校長、教育職 員の処分等を行ったところである。

しかしながら、今回の事故発生から、給与減額・処分等までに1年 1か月を経過したこと、また、学校の不適正な実態は、保護者や都民 の信頼を損なうこととなり、学校を設置・管理している都教育委員会 としては、重く受け止めている。 今後も、教職員の服務規律の適正化について厳正に取り組み、都民に信頼される都立学校の実現に努めていきたい。

3 判 断

本件請求において請求人は、本件学校の教職員が職場離脱をしているにもかかわらず、給与を減額せず支給したことを違法・不当であるとして、その返還を求めているものと解される。

このことについて、前記事実関係の確認及び教育庁の説明に基づき、 次のように判断する。

(1) 本件旅行に初日から参加した者について

教育庁の説明、関係資料及び関係人調査の結果から、以下の事実を確認した。

- ア 本件旅行会社作成の旅行行程表、見積書及び旅行代金追加・払戻 し計算書によれば、本件旅行に初日から参加した者は20名である こと。
- イ 教育庁による調査においても、本件旅行に初日から参加したと証言している者は20名であり、その内訳は、本件校長、本件事務職員及び18名の教育職員であること。
- ウ 教育庁による調査の調書によれば、この教育職員18名のうちの 1名については、勤務時間終了後、自家用車で宿泊先に向かったと 本人が証言しており、これを覆す事実は認められなかったこと。

以上のことから、本件旅行に初日から参加した教職員は20名であり、勤務時間終了後自家用車で宿泊先に向かった教育職員1名を除く19名(本件校長、本件事務職員及び17名の教育職員)が、本件バスに乗車したとする教育庁の説明は、妥当なものと認められる。

(2) 本件バスに乗車した時刻について

教育庁の説明、関係資料及び関係人調査の結果から、以下の事実を確認した。

ア 本件旅行会社発本件バス会社あての行程確認、本件バス会社作成

の乗務記録等によれば、本件バスは、本件学校裏門前の公道から宿 泊先に向けて、午後4時49分に出発していること。

- イ 教育庁による調査の調書によれば、本件旅行の参加者である本件 校長は、午後4時30分頃教育職員とともに本件バスに乗車したと 証言していること。
- ウ 午後4時30分以前に教職員19名が本件バスに乗車したことを うかがわせる記録及び証言はなかったこと。

以上のことから、本件バスを利用して本件旅行に初日から参加した 教職員19名が、本件バスに乗車した時刻は午後4時30分頃である ことから午後4時30分に職場を離れたとする教育庁の説明は妥当な ものと認められる。

- (3) 勤務をしなかったことについて 教育庁の説明及び関係資料から、以下の事実を確認した。
 - ア 出勤簿、休暇・職免等処理簿、勤務時間振替簿等を調査したところ、平成14年11月22日、本件事務職員は、午後4時15分から午後5時15分までの1時間について年次有給休暇の取得を申請し承認されていたが、同日午後3時以降、本件校長及び教育職員17名は、年次有給休暇等の申請手続を行っていなかったこと。
 - イ 本件校長の勤務時間(上記1(2)ア)に照らし、本件校長は、職場を離れた午後4時30分から午後5時15分までの45分間の勤務時間について、勤務をしなかったこと。
 - ウ 教育職員 1 7 名の勤務時間(上記 1 (2)ア)に照らし、教育職員 1 7 名は、職場を離れた午後 4 時 3 0 分は休憩時間中に当たるものの、 午後 5 時から午後 5 時 1 5 分までの 1 5 分間の勤務時間について、 勤務をしなかったこと。

以上のことから、1時間の年次有給休暇の取得の承認を受けた本件事務職員を除き、本件校長及び17名の教育職員が勤務時間内に職場を離脱し、それぞれ45分間、15分間、勤務をしなかったことが認められる。

(4) 給与減額について

本件条例第16条及び本件規則第7条によれば、毎月の1日から末日までの勤務をしない時間の合計が30分未満のときは減額しないこととなり、30分以上1時間30分未満のときは減額すべき時間数は1時間となる。

このことに照らし、職場を離れて本件旅行に初日から参加した本件校長及び17名の教育職員にかかる給与減額について検討する。

ア 本件校長の給与減額について

給与減額整理簿等を確認したところ、平成14年11月については、本件旅行参加に伴う職場離脱以外に減額の対象となる事実は認められなかったことから、平成14年11月の給与期間における給与減額の基礎となる時間は45分間である。これを、本件条例第16条及び本件規則第7条に照らせば、平成14年11月の給与期間において減額すべき時間数は1時間となるが、この減額相当分については平成15年12月15日に全額返還されている。

イ 教育職員17名の給与減額について

給与減額整理簿等を確認したところ、平成14年11月については、本件旅行参加に伴う職場離脱以外に減額の対象となる事実は認められないことから、平成14年11月の給与期間における給与減額の基礎となる時間は15分間である。これを、本件条例第16条及び本件規則第7条に照らせば、給与減額をしないこととなる。

以上のことから、本件校長については、1時間分の給与を減額する必要があるものの、減額すべき給与相当額が平成15年12月15日に全額返還されたこと、また、教育職員17名については、現行条例・規則では給与を減額できないことが認められる。

4 結論

(1) 結論

本件校長及び17名の教育職員が、それぞれ45分間、15分間、 勤務時間内に勤務しなかったことが認められるものの、本件校長につ いては、減額すべき1時間分の給与相当額が平成15年12月15日 に全額返還され、教育職員17名については、現行条例・規則では給 与減額を行うことができない。

したがって、本件学校の教職員が職場離脱をしているにもかかわらず、給与を減額せず支給したことを違法・不当とする請求人の主張には、理由がないものと認める。

(2) 意見

児童・生徒の範となるべき教育公務員が勤務時間内に職場離脱を行ったことは誠に遺憾であり、都教育委員会は、勤務時間の遵守など服務規律の確保に向け、今後指導を徹底し、都民の信頼回復に努められたい。

資料(東京都職員措置請求書等)

東京都立七生養護学校教師に対する措置請求の要旨

- 1.請求の要旨
- ・(誰が)平成14年11月に都立七生養護学校に在籍した教職員のうち校長以下十数名。
- ・(いつ)同年11月22日に彼らの属する菜々穂会としての一泊の親睦旅行に河口湖方面に出発した時刻が、本来の17時15分の勤務終了時刻以後ではなく、勤務中の16時40分であったこと。
- ・(違法・不当の理由) 勤務時間中の職場離脱。
- ・(都の損害)離脱後の働いていない時間に相当する給与は都の財務会計から 支払われたものであり、本来なら都の財務会計に戻されなければならないの に現在戻されていない。
- ・(請求する措置)
- (1)この旅行参加者は離脱後の働いていない時間に相当する給与を都の返還するべきこと。
- (2)この違法行為を見逃していた校長以下の管理職への処罰
- (3)この違法行為に参加した者への処罰
- (4)都教委の調査で、前述の出発時刻を偽って回答するように指示した特 定の者への処罰

(以上、原文のまま掲載)

事実証明書

- ア 校長名が記載された平成15年10月29日付け「職員会議資料」と題 する文書の写し
- イ 東京都立学校経営アドバイザー名が記載された平成15年10月29日 付け「東京都立学校経営アドバイザー発言資料」と題する文書の写し